

城山地区社会福祉協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 この協議会は城山地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）と称し、事務局を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、城山地区のすべての住民と団体・組織が、相互協力や連携を密にして、地区の福祉活動や青少年の育成活動等を推進し、誰もが生き生きと安心して暮らすことができる城山地区の実現を目指す。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業及び活動を行う。

- (1) 安全で安心できるまちづくり事業
- (2) 社会福祉の推進に関する事業
- (3) 青少年の育成に関する事業
- (4) 健康の保持・増進のための事業
- (5) ふれあい活動の充実・強化を図る事業
- (6) 各組織や団体間の連携・調整
- (7) その他目的達成のために必要な事業

(構成)

第4条 本会の構成員は、城山地区の住民及び在勤・在学する者で、かつ、次に掲げる者で構成する。

- (1) 各区・自治会から選出された者
- (2) 各団体から推薦された者
- (3) 本会の委員として委嘱された者
- (4) 本会の活動に関心のある者

(構成員の任期)

第5条 構成員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 構成員が任期途中で辞任した場合、後任構成員を選任する。その場合の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長(委員長) 5名以内
- (3) 運営委員(副委員長) 5名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

2 会長は、本会の構成員または有識者の中から、総務委員会で推薦し、役員会の承認を得て選出する。

3 副会長は、各委員会の委員長がこれに当たる。

4 運営委員は、各委員会の副委員長がこれに当たる。

5 書記及び会計は、構成員の中から会長が指名し、役員会の承認を得て選出する。

6 監事は、構成員の中から会長が指名し、役員会の承認を得て選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 3 運営委員は、本会の運営及び活動を行う。
- 4 書記は、本会の事務を行い、議事を記録する。
- 5 会計は、本会の会計事務を行う。
- 6 監事は、本会の事業執行及び会計監査を行う。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は必要に応じ、役員会の承認により会長が委嘱する

(会議)

第9条 本会の総会は、第4条の構成員を会員とし、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画、予算及び事業の実施に関すること
 - (2) 事業報告、決算及び事業の評価に関すること
 - (3) 規約の改正に関すること
 - (4) 役員会の承認に関すること
 - (5) その他、本会の運営に関する重要な事項
- 2 本会の運営に関すること、及び本会から付議された事項を協議するため役員会を置く。
 - 3 役員会は、第6条の役員で構成する。

(会議の招集及び運営)

第10条 会議は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が指名する。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、委任状による者を出席者と認める。
- 3 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。
- 6 感染症等により総会が開催できない時は、書面議決することも可とする。

(委員会)

第11条 本会は、事業や活動を効果的に行うため、次の委員会を置く。

- (1) 福祉委員会
 - (2) 体育委員会
 - (3) 青少年委員会
 - (4) 安全委員会
 - (5) 地域振興委員会
- 2 委員会には、委員長、副委員長、書記、会計を置き、その選任は委員会構成員の互選による。
 - 3 本会は、事業を円滑に進めるため総務委員会を設置することができる。総務委員は、役員会の了承を得て、会長が指名する。

(会計)

第12条 本会の会計は、社協助成金、区・自治会の負担金、その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則 この規約は、平成27年6月21日より施行する。

附則 この規約は、平成28年5月22日より施行する。

附則 この規約は、平成29年5月21日より施行する。

附則 この規約は、令和元年5月19日より施行する。

附則 この規約は、令和2年5月17日より施行する。

第三号議案 規約の一部改正について

- (1) 「城山地区活動協議会」という名称を、「**城山地区社会福祉協議会**」と変更する

[名称変更の理由]

- ①海津市自治基本条例は理念条例となり、条例から「市民自治協議会を小学校区に設立する」がなくなった。
また、市内10地区社会福祉協議会が活発になり、まちづくり活動が進んできた。
- ②県社協や市役所などの公的な文書には、「城山地区社会福祉協議会」と書かねばならない。

[設立時に「城山地区活動協議会」にした経緯] ……設立は平成27年6月21日

当時、「海津市自治基本条例」が検討され、平成27年3月に素案ができ、市長に提出されました。その中で

○自立した自治体にふさわしい自治の実現をはかる

○まちづくりとは、地域課題の解決や地域資源の創造など魅力あふれる地域社会をつくるために行う活動という。

○市民自治協議会とは、おおむね小学校区において、市民がまちづくりに取り組むため自主的に設立し、その区域の市民が自主的に参加できる組織をいう。

そこで、城山自治協議会と城山地区社会福祉協議会と一緒にすれば良いとして、「城山地区活動協議会」という名称にしました。

- (2) 第10条の総会招集・議決の第6項を追加する

第10条 6 感染症等により総会が開催できない時は、書面議決することも可とする

- (3) 附則 この規約は、令和2年5月17日より施行する